

令和2年5月25日

保護者各位

東松島市立赤井小学校  
校長 佐藤 英樹

### 赤井小学校 学校再開におけるガイドラインについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中のお子さんの見守りや家庭学習の支援等にご支援を賜り心より御礼申し上げます。

本日から学校再開にあたり下記のように「赤井小学校 学校再開におけるガイドライン」を策定しました。本ガイドラインをもとに、感染症予防と心のケア、学びの保障を進めてまいります。

本ガイドラインにご理解いただき、学校と家庭で連携して取り組むようにご協力お願い申し上げます。

### 記

## 赤井小学校 学校再開におけるガイドライン（指針）

### 1 ガイドライン策定のねらい

- (1) 新型コロナウイルス感染防止に向けて、感染及びその拡大リスクを最大限低減させて教育活動を実施する。
- (2) 児童の体と心の健康維持に向けて、教育委員会や学校医、専門機関と連携して心のケアに努め、「笑顔輝く学校づくり」を推進する。
- (3) 学校・家庭・地域との協働を深め、共通理解のもとに正常な学校生活に戻す。

### 2 学校再開に当たっての教育活動の留意点

- 1 3つの密（「密閉」「密集」「密接」）が重ならないようにする。
- 2 児童・教職員一人一人の体と心のケアの把握に努め、迅速に対応する。
- 3 医学的知見を基に、創意工夫のもと「学校が楽しい」と感じる活動を展開する。

### 3 体と心の健康推進体制

- (1) 家庭での健康観察
  - ① 保護者は毎朝の検温及び「健康観察カード」への記入を継続してください。
  - ② 児童は毎朝「健康観察カード」を学校に持参します。  
※かぜ症状等がある場合は、学校を休ませてください。その場合は、「出席停止」扱いとなります。
- (2) 学校での健康観察
  - ① 児童は午前7時45分から午前8時15分の間に登校し、「健康観察カード」を

昇降口で提出します。

- ② 教員は児童が提出した「健康観察カード」を確認するとともに、登校時の児童の健康状態をチェックします。
- ③ 自宅での検温ができなかった児童については、所定の場所で教員立ち会いのもと検温を行います。
- ④ 登校後に発熱やせき等のかぜ症状がある場合は、保護者に連絡しますので、家庭で休養させてください。
- ⑤ 登校時や朝の健康観察以外にも定期的に健康観察を行います。

### (3) 心のケアについて

- ① 臨時休業に伴う不安を抱えている児童については、学級担任、養護教諭を中心としたきめ細やかな観察を行い、必要に応じて教員やスクールカウンセラーによる教育相談を行う等、心のケアに適切に対応します。
- ② お子さんのことで不安や心配がある場合は、学校巡回相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関との連携のもと適切な支援を行います。

## 3 感染症対策の徹底

### (1) マスク・手洗いや咳エチケットの徹底

- ① マスクを正しく着用させます。
- ② 正しい手の洗い方や咳エチケット、うがいを徹底します。
- ③ 布マスクは毎日洗濯したものを使用させてください。

### (2) 抵抗力を高めるために

- ① 十分な睡眠及びバランスの取れた食事、適切な運動にご配慮ください。
- ② スマホやゲーム等の利用についてお子さんと話し合い、早めの就寝・規則正しい生活をさせてください。

### (3) 児童同士の距離の確保

- ① 教室での座席や整列の間隔を可能な限り広げるようにします。
- ② 各学級の実態に応じて座席の配置等を工夫します。

### (4) 教室、特別教室等の換気の徹底

- ① 校舎内全体の換気を行います。
- ② 教室の扉と窓を開け、教室内に空気の流れをつくります。
- ③ 1時限毎に1回（5～10分）、窓や出入り口を大きく開けて換気をします。
- ④ エアコンを稼働する時期においても、適切に換気を行います。

### (5) 校舎内の消毒

- ① 1日1回以上、教室やトイレ等の扉の取っ手やドアノブ・手すり・スイッチ・蛇口等は消毒液（次亜塩素酸水等）を使用して清潔にします。

### (6) 清掃について

- ① 児童同士の距離をあげながら、清掃するように指導します。
- ② 窓を大きく開けて清掃します。
- ③ 床は空拭きし、水拭きは定期的に教員が行います。
- ④ トイレ掃除は教員が行います。

### (7) 登下校時の留意点

- ① 昇降口開錠（7時45分）までは、距離を取って待つようにします。
- ② 学年が重なる昇降口では、児童がとどまらず、速やかに教室に行く、または下

校するよう指導します。

#### (8) 給食時の留意点

##### ① 給食の配膳・片付け時の留意点

- ・ 給食前の手洗いと消毒を徹底します。
- ・ 食べる直前までマスクを着用させます。
- ・ 配膳、片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空けます。
- ・ 給食のごみ（ストロー等）は、教室のごみ箱ではなく配膳室に捨てます。

##### ② 給食時の座席等留意点

- ・ 全員が黒板を向いた状態で食事をさせます。
- ・ 教室内の換気を行います。

#### (9) 週末・放課後の過ごし方

- ① 不要不急の外出かどうかをご家庭で判断し、外出の際は感染防止に努めてください。
- ② 国から示された「新しい生活様式」を参考に感染防止の方法を身に付けます。

#### (10) 教職員の感染症対策

- ① 教職員もマスクを着用し、手洗いとうがいを徹底します。
- ② 発熱やかぜの症状がある場合は、出勤せずに自宅で休養（早退）します。
- ③ 出勤前に検温や健康把握を行い、「教職員健康観察表」に記入し、出勤時に管理職へ提出します。

#### (11) 児童の出席停止として扱うもの

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ 発熱等の風邪の症状が見られた場合等
- ④ 発熱等の症状が見られないが、登校することによって万一感染する心配があり、保護者の判断で登校させない場合

#### (12) 医療的ケアを必要とする児童について

- ① 地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児童の状態に基づき登校の判断をしてください。その際、学校からも保護者と連絡をして、情報共有いたします。

## 4 教育活動での指導について

#### (1) 各教科での留意点

- ① 児童・教職員はマスク着用を原則として、近距離での会話や身体接触を避ける等の対策を行います。
- ② 密接になる活動や調理、合唱等感染リスクの高い活動は、年間指導計画を入れ替えて当面は実施しません。
- ③ 共用の情報機器（PC・プリンター等）、教材、教具、図書室の本等を使用する場合は、使用前後に手指の消毒をします。
- ④ 新型コロナウイルス感染症について理解し、正しい感染防止の方法や生活の仕方を身に付けさせ、自主的に感染症から身体を守る態度を育みます。

#### (2) 休み時間について

- ① 業間や昼休み等、校庭で遊んだ後は必ず手洗いをさせます。ボール等の共有用具を使用した後も、必ず手洗いをさせます。

② 校庭でもできるだけ密集をさけて、少人数で遊ぶように指導します。

(3) 校外学習等について

① 受け入れ先と協議し、安全を確かめて実施を判断します。

② 修学旅行（11月5・6日）、花山宿泊学習（12月9～11日）に時期を変更して実施する予定です。

(4) 行事について

① 校舎内では、2つ以上の学年が同じ場所に集まらないようにします。

② 地震や津波等の命にかかわる避難訓練は、方法を工夫して実施します。

## 5 臨時休業に伴う授業時数の確保等について

臨時休業（3月2日～5月22日※途中中学校再開有）により、予定していた授業時数が足りないこと、また、今後も感染症による臨時休業の可能性もあることから以下のよう授業時数を確保してまいります。

(1) 授業時数の確保

① 行事の縮小・中止

○運動会：縮小（午前のみ） ○持久走大会：中止

※学習発表会、収穫祭は練習や準備、会場の三密を避けること、授業時数の減少に対する時数確保の両観点から実施の有無について検討しています。

② 夏休みの短縮 夏季休業日8月8日（土）～19日（水）

③ 週当たりの時数の増加 週1時間授業時数を増やします。

2年生は週1回6時間授業。3～6年生は週1回7時間授業

(2) 心をケアする活動の重視

① 中止・縮小のみではなく、児童の楽しみ、意欲、主体性、自尊心等を育てる活動ができるように配慮してまいります。

例) 和太鼓修繕披露に関する行事

※本ガイドラインは、今後の感染症拡大の状況、国・県・市からの通知等により、随時変更してまいります。

※PTA活動やコミュニティ・スクール活動等につきましても、感染拡大防止に最大限配慮した活動をしてまいります。追って連絡をいたします。

### <参考>

○新型コロナウイルス感染症に対応した小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開示に関する

Q&A 【文部科学省5月13日】

○県立学校の再開に向けた対応等について【宮城県教育委員会5月15日】

○新型コロナウイルス感染症に対応した体育・保健体育授業に実施上の留意事項について【宮城県教育委員会5月19日】